

★  
Tōhō

NO. 110

SMALL SIZE

稻築土地關係綴



大同石炭  
N  
5

U C D



日吉

才田拾番地溜池  
稻築村五反田溜池

昭和四、六、一六

2 鉦富契約

昭二、三、一六



本仕行中

福岡縣志摩郡大津町大字小字  
林式會社  
日

吉 漢 礦

電話（大正）二一五



才田留地契給書送付所  
昨日受給法之別紙一通付送付中上云々

重給書一通

給覽書一通

給取書一通

右

六月廿八日東京 鎌倉 送付



|   |   |    |    |
|---|---|----|----|
| 係 | 係 | 常務 | 専務 |
|   |   |    |    |

昭和四年六月十九日



抄字同

覺 署

昭和十四年六月十六日 貴顯ト才出顯トノ間ニ締結セシ高橋邸遺棄村大字才田拾番地遺施ニ關スル遺棄被遺者補償契約ニ就キ洞著共承認仕リ候  
就而右遺施關係區域地主一同ニ對シ見舞補償廿打切金壹千八百圓也拜  
受領上ハ將來被遺ノ有無ニ不拘遺者補償及抗儀等一切要求申聞敷被テ后  
日ノ爲關係者遺著ノ上一札覺署送込申儀也

昭和十四年六月十六日

地主

大木松太郎

大木市三郎

近者

代人大山市平次

大山市平次

大山力ツ

保証人 太泰正

共同義塾會社  
代表者 田不友助 殿



契 約 書

高橋郡桐葉村大字才田區（以下單ニ甲ト稱ス）ト共同石炭株式會社日吉炭坑（以下單ニ乙ト稱ス）トノ間ニ於テ高橋郡桐葉村大字才田捨番地南池（以下單ニ南池ト稱ス別紙添付圖）ニ附スル鐵道被差補償ニ關シ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 乙ハ甲ノ權利ニ屬スル南池ノ水利ニ付鐵道被差補償金トシテ金四日圓也ヲ本契約締結ト同時ニ甲ニ交付フモノトス。

第二條 前條補償金ハ既往及將來ニ於ケル鐵道被差ニ關スル一切ノ費用打切金ニシテ今後乙若クハ乙ノ特定人又ハ包括承繼人が石炭採掘ノ爲メ南池ニ附シ南水若クハ枯竭ニ依ル水利上ノ被害ヲ及ホシタル場合甲及ビ

第三者ハ之ニ附シ損害賠償其他一切異議ヲ申出テザルモノトス

第三條 南池水利權ニ關シ乙若クハ乙ノ特定人又ハ包括承繼人ニ對シ第三者

又ハ鐵道管理者ヨリ損害賠償其他異議ノ申出テアリタルトキハ乙ハ其實ニ任セズ甲ニ於テ引受ケ一切ヲ解決スヘキ義務ヲ負フモノトス

右條約ノ證トシテ本書紙通テ作成シ甲、乙、各壹通宛保存ス

昭和十四年六月十六日

甲者 一區長 大山德次郎

正長代理 大山嘉市郎

評議員 大木松平

評議員 大木市三郎

評議員 大山泰正

評議員 大山泰正

共同石炭株式會社代表者

乙者 明石友助



大隈町大平牛濱  
柳葉村大字方田

卷之四

墨大隱賦

丸  
例

|                                                                                   |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |
| 道                                                                                 | 水                                                                                 | 鉄                                                                                 | 水利                                                                                |
| 路                                                                                 | 路                                                                                 | 道                                                                                 | 池                                                                                 |



覚

書



共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所（以下甲と称す）より、稲葉町大字才田関係者代表大木市三郎外3名（以下乙と称す）は、昭和ノ年4月ノ4日水利権打切賠償契約を締結した稲葉町大字才田山道ノの舊池溜池内に於ける沈没物に關し賠償金ノをの円受領しました事につき下記のとおり協約を致します。

記

- 第一条 乙は全溜池内の沈没物に基因して溜池の使用が出来なくなつた時甲に対し異議一切申出ない。  
但し甲は全溜池内の沈没物量は溜池水門の天井よりノの以上にならない様に努力すること。
- 第二条 乙は別紙添附図面の耕地に關する全溜池内沈没物流出に依る被害賠償については既往及び将来共平若しくは甲の特定人又は包括承継人に対し賠償その他一切の異議申出ない。  
但し全溜池堤防より溢水による被害ありたる場合は甲、乙双方協議する。
- 第三条 乙が関係土地を譲渡又は貸与したる場合は甲に対し一切の責任を持ち譲受又は貸与された者よりの異議申出等は乙が責任を持つて解決する。  
本書一通を複製、甲保有し另一通を複製し乙代表者大木市三郎所有する。

昭和ノ年ノ月ノ日

乙

福岡県高橋郡稲葉町大字才田

大 木 市 三 郎

大 山 喜 道

半 田 廣 次郎

大 木 松 平





領收証

金拾四万八千五百圓也

但し箱築町大字才田山道一帯地溜池井  
に於ける渡物に關する覽見書による打  
切賠償金として領收致しました  
昭和三年八月十二日

箱築町大字才田

大木松平



令所大字才田

大木市三郎



令所大字才田

大山喜造



令所大字才田

一日吉礦業所



早田藤次郎

共同石炭鉛業株式會社  
日吉鉛業所敬



# 山道溜池関係添附図

縮尺 1/200

嘉徳町

大字牛原

柏築町

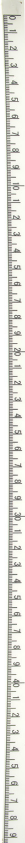
大字

山ノ道



|                                                                                              |                                                                                            |                                                                                             |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| <span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:green;"></span> | <span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:red;"></span> | <span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color:blue;"></span> | 凡 |
| 地                                                                                            | 水                                                                                          | 道                                                                                           |   |
| 所有地                                                                                          | 溜池関係田                                                                                      |                                                                                             |   |









## 覚 書

稲暴町<sup>中</sup>漆生<sup>年</sup>二塚の二塚川<sup>運炭汚水</sup>放流に<sup>関</sup>して、漆生  
及才田の農地<sup>肉保者</sup>を甲とし、日吉<sup>鋸業所</sup>を乙として 昭和43年  
1月8日締結の覚書に<sup>関</sup>して(以下前覚書と称す)、今次改めて下記  
の通り契約を締結する。

き己

第一 条 前覚書の第一條の取り決めは二塚川ギリ緩滞工事を  
年2回と決定していたので 43年5月 第1回の工事を實  
施し、今次第2回日の工事を實施する。

第二 条 工事は甲として行う

第三 条 工事金 65,000円也を乙が負担する

第四 条 乙は43年4月末にて所<sup>山</sup>せざるも以て、今次の工事にて  
本件<sup>に</sup>関する一切の責任を<sup>を</sup>解除するものとし、甲はこれ  
を了解する。

以上の確約の証として本書2通を作成し、甲の代表者及び乙が各々  
その1通を保有する。

昭和43年 9月 25日

甲 肉保者代表 長谷川 亮 明<sup>川明</sup>

共同石炭鋸業株式会社  
日吉鋸業所

乙 所長 吉川 茂 明<sup>吉川</sup>



## 覚 書

稲築町中漆生中二塚の二塚川産炭汚水放流に関して、漆生  
及才田の農地関係者を甲とし、日吉鋳業所を乙として 昭和43年  
1月8日締結の覚書に関して(以下前覚書と称す)、今次改めて下記  
の通り契約を締結する。

記

第一 条 前覚書の第一條の取り決めの二塚川ギリ炭滞工事を  
年2回と決定していたので 43年5月 第1回の工事を實  
施し、今次第2回目の工事を實施する。

第二 条 工事は甲もて行う

第三 条 工事金 65,000円也を乙が負担する

第四 条 乙は43年4月末にて所山せざるを以て、今次の工事にて  
本件に関する一切の責任を 解消するものとし、甲はこれ  
を了解する。

以上確約の証として本書2通を作成し、甲の代表者 及び乙が各々  
その1通を保有する。

昭和43年 9月 25日

甲 関係者代表 長谷川 光 明

天同石炭坑株式会社

乙 日吉鋳業所  
所長 吉川 茂 明

二塚地区田面打ち補償覚書

共同名産販売株式会社と販売所（以下甲という）と稲葉町を産する  
地区内のエントレス周辺の田面関係者竹友長谷川光明（以下乙という）とは  
今地区内の田面に關して左記の通り覚書と締結する

記

第一条 二塚地区内の関係田面に甲が撤収工事請負人が廢池（池）  
を築つて溝に取巻く、その油が田面に流入被害を與へた件  
について改めて協議の上、同田面の池入及びその他一切の打ち補  
償金として一金五萬圓也　を甲は乙へ支払う

第二条 第条の取決により今後同田面の補償は一切甲に申立  
せざることを乙は確約する

以上確約の証として本書式通を作成し甲乙共に捺通を  
俾有す

昭和四十二年九月十日

(甲)

共同名産販売株式会社 田舎販売所  
所長 吉川 茂明

新長

吉川 茂明



(乙)

稲葉町を産する

関係田面代表者 長谷川 光明





土地打切補償  
覚書

一金五萬圓也

私所有の嘉穂郡榑新郷大字田 大ハラ  
227の1(田) 228の1(田)に対し 現在 現在  
及将来の収束 収束書に対して 打切 補償金と  
して 頭金 全額 正に 収束 致しました  
尚後 本件土地は 勿論 私所有の一切に 対し  
貴館の責任の ないこと 従日の 序 一札 入 入れ  
ます  
本書を 公正 証書 につて 同意 致 します

昭和42年10月15日

嘉穂郡榑新郷大字田

大木市三郎

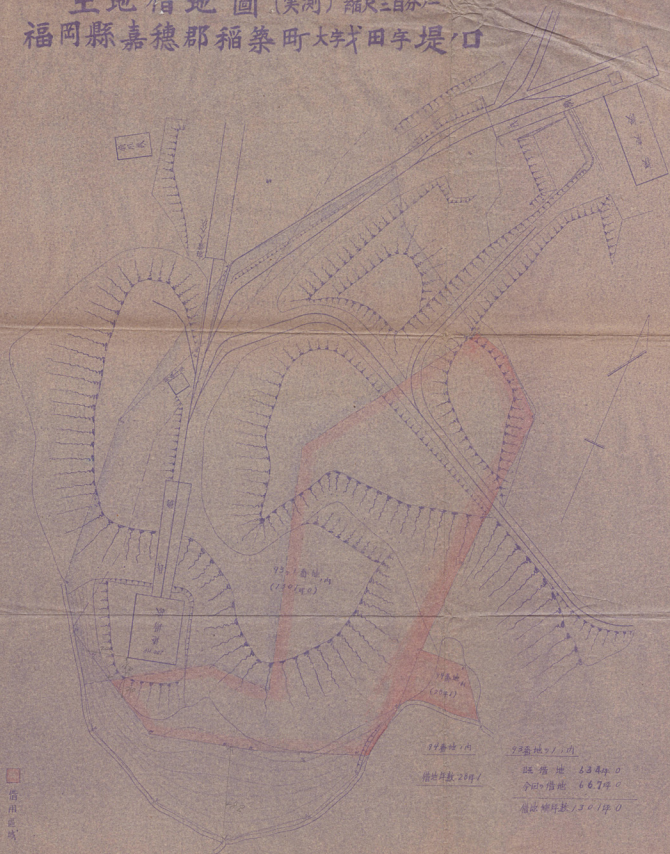


嘉穂郡榑新郷大字田

田吉 啓 中

# 土地借地圖 (実測) 縮尺三百分一

## 福岡縣嘉穂郡稲築町大字田字堤ノ口



既借地  
(字面/区)

28畧地 (250/1)  
既借地 13畧地  
今田ノ借地 667号  
借地地号 1301号





土地賃貸借契約再確認書

昭和十九年十一月八日 第一号 甲中トシヨ青森縣新代郡岩手町乙トシ  
テ中所有ノ土地賃貸契約ヲ締結シテ始メカ其ノ後昭和廿三年四月更ニ増  
地賃用方ヲ乙ヨリ甲入レ今日迄口頭ニヨル契約ノマメトナラテ始メテ  
改メテ昭和廿五年七月迄并ニ五郎、田中、田中、田中、田中ノ下ニ本契約確  
認書ニ添テ作製シ後日ノ証トシテ甲乙各一通並テ保存スル

記

第一 第一次契約賃地面積 六三四年

第二 第二次契約賃地面積 六九五坪一合

合 計 三二九坪一合

第一條 第二次賃地交渉ニ當リ賃地料ハ前記合計賃地面積一坪當リ一ヶ  
年金貳圓伍トス

第二條 賃地料交付期ヲ毎年四月ヨリ起算シ前納ヒトスル

第三條 本賃地料ハ昭和廿三年度分ヨリ起算ス

第四條 本契約賃地料ニ關シテハ今後政府官廳ノ變化ニ伴フヒ地價相場  
ニ従順シ生シテ場合ハ甲乙協議ノ上適當ニ變更スルコトカ出来

第五條 本契約締結ニ當リ乙ハ甲ノ申出ニ依リ地賃料并ニ水工等ヲ施工シ  
甲ニ對シテ是等ノ地賃料并ニ水工等費スルコトハ前記甲ノ住宅ニ就テ  
テ地賃料并ニ水工等費又ハ地賃料并ニ水工等費ハ乙ニ於テ責任ヲ負テ  
納付スルベシ

第六條 毎年地賃料并ニ水工等費ニ就テハ甲ハ前記地賃料并ニ水工等費乙ノ責任ニ於  
テ甲中トシヨ青森縣新代郡岩手町乙トシヨ青森縣新代郡岩手町乙トシヨ  
青森縣新代郡岩手町乙トシヨ青森縣新代郡岩手町乙トシヨ青森縣新代郡岩手町乙トシヨ

第七條 賃地料并ニ水工等費ノ日ヨリ乙ノ納付年回トス  
但乙ニ於テハ不用トナラズ甲ハ前記地賃料并ニ水工等費乙ノ責任ニ於  
テス

第八條 賃地料并ニ水工等費ハ前記地賃料并ニ水工等費乙ノ責任ニ於  
テス

第九條 本契約ニヨル賃地料并ニ水工等費ハ前記地賃料并ニ水工等費乙ノ責任ニ於  
テス

昭和二十五年七月八日

高橋縣知事 大才才

官署名義人 大 山 武 庫

契約人甲 大 山 武 庫

全





土地賃貸借料金支拂ニ關スル覺書

昭和十九年十一月大山段一ツ中トシ目吉御樂所堀石及和ヲ乙トシテ御給  
サタル土地料ハ昭和二十三年七月迄ノ分ヲ昭和二十二年八月十三日迄支  
拂シ其ノ後御前トナフテ昭和二十三年七月第二回土地契約再續證書ヲ作製  
スルニ當リ口頭契約成立時ノ昭和二十三年四月ヨリ昭和二十六年三月迄  
ノ三ツ年分金七千九百七拾四圓六拾餘セリ昭和二十五年七月ニ支拂シ期  
満後第一ツ年分ヲ昭和二十四年四月ニ支拂ヒスルニハ方御前ナク確定シテノ  
テ本覺書ニ據テ作製シ甲乙各一通宛テ所持スル

昭和二十五年七月八日

大山 段 一  
目吉御樂所長  
宇佐 眞 一







張

日吉樂所代書

字佐

鳳

一

調寄人

基德縣是白村

抱朴重五

全

田中愛西





測量線路圖(野上清重)

昭和十一年一月



地、土 100m x 20m x 10m = 20000m<sup>3</sup>  
100m x 20m x 10m = 20000m<sup>3</sup>

地、土 100m x 20m x 10m = 20000m<sup>3</sup>  
100m x 20m x 10m = 20000m<sup>3</sup>

土地賃借契約書

今般共同石炭株式會社日吉礦業所才田坑產炭車道敷地用トシ  
テ末尾記載ノ土地賃借ニ關シ貸主野見山清重ヲ甲トシ借主  
日吉礦業所長明石友助ヲ乙トシ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ  
第一條 賃借期間ハ昭和十七年十二月一日ヨリ才田坑埋炭  
ニ必要ナル期間迄トス 但シ乙ニ於テ不用トナリタル場  
合ハ何時解約スルトモ甲ニ於テハ何等異議ナキハ勿論  
賃借價等申出ザルモノトス

第二條 賃借料ハ末尾記載ノ通りトシ毎年十二月壹ヶ年分ヲ  
前納支拂フモノトス 但シ契約解除ノ時壹ヶ年未滿ノ場  
合ト雖モ壹ヶ年分トス

第三條 期間満了又ハ契約ニ依リ土地返還ノ場合ハ原形ニ復  
舊スルモノトス

共同石炭株式會社日吉炭礦

第四條 乙ハ末尾記載ノ土地ニ附シ一切故障ナキヲ保證スル  
ハ勿論若シ第三者ニ所有權ヲ移轉シタル場合ハ其ノ第三  
者ニ本契約ノ條項ヲ繼承履行セシメ乙ニ何等ノ差支ヲ蒙  
ラシメザルモノトス

右ハ座モ双方異議ナキヲ以テ本契約書二通ヲ作成シ署名捺印  
ノ上各一通ヲ保有シ後日ノ證トナスモノ也

昭和十七年十二月一日

高橋郷新築町

貸主甲

野見山 清

高橋郷大原町大字牛鹿

共同石炭株式會社日吉礦業所



(3)



理  
明  
七

債主乙 所長 明 石 友 助

土地 表示

高祖郡稻葉町大字津生字二探壹畝四ノ壹番地

田 壹反四畝拾八歩ノ内貸貸坪數 四拾四坪九九

壹坪當り壹圓貳拾錢 此貸貸料壹ヶ年金五拾參圓九拾九錢也

殘地 貳拾九坪〇六

壹坪當り六拾錢 此貸貸料壹ヶ年金拾七圓四拾四錢也

合計 金七拾參圓四拾參錢也

24.05

29.05 44.99

共同石炭株式會社日吉炭礦

(4) (曲)



追加契約書

日経不況

昭和十七年十二月一日附土地賃貸借契約書ニ左ノ通り双方合  
意ノ上追加契約ス

従来賃地二十九坪〇六ニ耐スル料金一坪當リ六十錢也ヲ賃  
圖貳拾錢也ニ改正シエンドレス戦後存設道トス

右

昭和二十年 月 日

相 築 町

貸主 野見山 清 重

日吉商業所長

借主 明 石 友 助



共同有資株式會社日吉店長

土地賃借契約書

今般共同石炭株式會社日吉礦業所才田坑煤炭車運敷地用トシ  
テ末尾配載ノ土地賃借ニ關シ貸主野見山轉次郎ヲ甲トシ借  
主日吉礦業所長明石友助ヲ乙トシ契約ヲ締結スルコト左ノ如  
シ

第一條 賃借期間ハ昭和十七年十二月一日ヨリ才田坑煤炭  
ニ必要ナル期間迄トス 但シ乙ニ於テ不用トナリタル場  
合ハ何時解約スルトモ甲ニ於テハ何等異議ナキハ勿論損  
害賠償等申出ザルモノトス

第二條 賃貸料ハ末尾配載ノ進リトシ毎年十二月迄々年分ヲ  
前納支拂フモノトス 但シ契約解除ノ時翌々年末迄ノ無  
合ト雖モ翌々年分トス

第三條 期間満了又ハ解約ニ依リ土地返還ノ場合ハ原形ニ存  
置スルモノトス

第四條 甲ハ末尾配載ノ土地ニ對シ一切故障ナキヲ保證スル  
ハ勿論若シ第三條ニ所有權ヲ移轉シタル場合ハ其ノ第三  
者ニ本契約ノ権利ヲ繼承履行セシメ乙ニ何等ノ差支ヲ與  
ラシメザルモノトス

右ハ蓋モ双方異議ナキヲ以テ本契約書二通ヲ作成シ署名捺印  
ノ上各其一通ヲ保有シ後日ノ證トナスモノ也

昭和十七年十二月一日

高砂郡船越町

貸主甲 野見山轉次郎

高砂郡大原町大字中腰

5

野見山轉次郎



共同石炭株式會社日吉鐵礦所

債主乙 所長 明 石 友 助

土地表示

嘉羅郡稻垣町大字津生字二塚寄寄壹七ノ寄番地

田 貳反九畝拾壹歩ノ内寄寄坪數 百〇五坪壹八

寄坪當リ 寄圓貳拾錢 此寄寄料寄々年金壹百貳拾六圓貳拾貳錢也

埋地 五拾貳坪寄

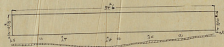
寄坪當リ 六拾錢 此寄寄料寄々年金壹拾壹圓貳拾八錢也

合計 金壹百五拾七圓五拾錢也

共同石炭株式會社日吉鐵礦

通安縣公路局 經呈准 公路局 核准

公路局 核准



|     |                           |      |
|-----|---------------------------|------|
| (1) | $15.3 \times 10.3$        | 15.3 |
| (2) | $10.3 \times 10.3$        | 10.3 |
| (3) | $10.3 \times 10.3$        | 10.3 |
| 合計  | 30.9                      | 30.9 |
| 備註  | 30.9 $\times$ 3.2 = 98.88 |      |

此項土地 係由 公路局 核准 撥充 公路 建設 之用



(6)



土地賃借契約書

今般共同石炭株式會社日吉鐵礦所才田坑煤炭取遣敷地用トシ  
テ末尾記載ノ土地賃借ニ關シ貸主大山貞吉ヲ甲トシ借主日  
吉鐵礦所長明石友助ヲ乙トシ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ  
第一條 賃借期間ハ昭和十七年十二月一日ヨリ才田坑煤炭  
ニ必要ナル期間迄トス 但シ乙ニ於テ不用トナリタル場  
合ハ何時解約スルトモ甲ニ於テハ何等異議ナキハ勿論相  
害賠償等申出ザルモノトス

第二條 賃料ハ末尾記載ノ通りトシ毎年十二月壹ケ年分ヲ  
前納支拂フモノトス 但シ契約解除ノ時壹ケ年未滿ノ場  
合ト雖モ壹ケ年分トス

第三條 期間満了又ハ解約ニ依リ土地煤炭ノ場合ハ原形ニ復

共同石炭株式會社日吉炭礦

書スルモノトス

第四條 丙ハ末尾記載ノ土地ニ對シ一切故障ナキヲ保證スル

ハ勿論若シ第三者ニ所有權ヲ移轉シタル場合ハ其ノ第三  
者ニ本契約ノ效力ヲ繼承履行セシメ乙ニ何等ノ連絡ヲ要  
ラシメザルモノトス

右ハ應モ双方異議ナキヲ以テ本契約書二通ヲ作成シ署名捺印  
ノ上各其一通ヲ保有シ後日ノ證トナスモノ也

昭和十七年十二月一日

高橋都稻船町

貸主 大山 貞吉

高橋都大縣町大字半農

共同石炭株式會社日吉鐵礦所



區地と合計 41.97坪  
3人共有  
41.5 區地寸

45.97  
大山 寄込

僧主乙 所長 明 石 友 助

土地 表示

嘉穂郡稻葉町大字陸生字二段壹畝貳〇番地

田 壹反四畝壹歩ノ内賃貸坪數 四拾五坪九七

壹坪當リ 壹圓貳拾錢 此賃貸料壹ヶ年金五拾五圓拾六錢也

嘉穂郡稻葉町大字陸生字二段壹畝田八番地

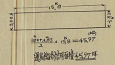
宅地 壹百九拾四坪六貳ノ内賃貸坪數 貳拾九坪八九

壹坪當リ 壹圓參拾錢 此賃貸料壹ヶ年金參拾八圓八拾六錢也

合計 金九拾四圓〇貳錢也

共同石炭株式會社日吉炭礦

漢書地理志卷之八  
卷之八  
卷之八



漢書地理志卷之八  
卷之八  
卷之八





20x10x10

20x10x10

20x10x10

20x10x10



5

(7)



追加契約書

昭和十七年十二月一日附貸借契約書より別添ノ通り双方合意ノ上追加貸借契約ス

従来 宅地 二十九坪八九

追加 十一坪八八

計 四十一坪七七

此の旨取付

料金 従来と同様

右

昭和二十年 月 日

増築町

貸主 大山 貞吉

外二

若林石長株式会社 代表取締役

日吉建築所長

借主 明石 友助





$$\frac{1}{600}$$



大山角  
外二  
千四百十八  
宅地

$$\frac{984.00}{2} \div 2 = 119.88$$



既  
借  
地



追加  
借地



土地 賃貸借契約書

今般井岡石灰株式會社日吉礦業所才田坑鑛炭車道敷地用トシ  
テ末尾記載ノ土地賃貸借ニ關シ貸主西田繁松ヲ甲トシ借主日  
吉礦業所長明石友助ヲ乙トシ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ  
第一條 賃貸借期間ハ昭和十七年十二月一日ヨリ才田坑鑛炭  
ニ必要ナル期間迄トス 但シ乙ニ於テ不用トナリタル場  
合ハ何時解約スルトモ甲ニ於テハ何等異議ナキハ勿論損  
害賠償等申出ザルモノトス

第二條 賃貸料ハ末尾記載ノ通りトシ毎年十二月壹ケ年分ヲ  
前納支拂フモノトス 但シ契約解除ノ時壹ケ年未滿ノ場  
合ト雖モ壹ケ年分トス

第三條 期間満了又ハ解約ニ依リ土地返還ノ場合ハ原形ニ復

長岡市炭林株式會社日吉炭礦

第三條 期間満了又ハ解約ニ依リ土地返還ノ場合ハ原形ニ復

第四條 乙ハ末尾記載ノ土地ニ對シ一切故障ナキヲ保證スル

ハ勿論若シ第三條ニ所有權ヲ移轉シタル場合ハ其ノ第三  
者ニ本契約ノ條項ヲ繼承履行セシメ乙ニ何等ノ迷惑ヲ蒙  
ラシメザルモノトス

右ハ毫モ双方異議ナキヲ以テ本契約書二通ヲ作成シ署名捺印  
ノ上各其一通ヲ保有シ後日ノ證トナスモノ也

昭和十七年十二月一日

高縣郡船橋町

貸主甲

西田 繁 松

高縣郡大原町大字牛原

井岡石灰株式會社日吉礦業所

(8)



1000

1000

借主乙 所長 明 石 友 助

土地 表示

遷移野瀬町大字總生字二振壹壹壹〇番地

田 壹反壹畝貳拾六歩ノ内貸貸坪數 貳拾五坪九七

壹坪當リ壹圓貳拾錢 此貸貸料壹々年金參拾壹圓拾六錢也

殘地 六坪八七

壹坪當リ六拾錢 此貸貸料壹々年金四圓拾貳錢也

遷移野瀬町大字總生字二振壹壹四參番地

田 壹反七畝七歩ノ内貸貸坪數 參拾六坪五八

壹坪當リ壹圓貳拾錢 此貸貸料壹々年金四拾參圓九拾錢也

合計 金七拾九圓拾八錢也

共同石炭株式會社 日吉長實

計 69.42

36.53

6.27

25.97

通水鐵路明係圖

民國廿一年一月  
張又生合



$$\frac{25 \times 12}{2} = 150 \text{ 畝}$$

通水鐵路沿河面積 360 畝





逕炭線路開作圖 西田榮雄

陽大五郎



$24.0 \div 2 = 12.0$   
 $12.0 + 10.0 = 22.0$   
 $22.0 \times 2 = 44.0$   
 $44.0 + 10.0 = 54.0$

逕炭線路 全長 54.0 米  
 距離 46.8 米

(9)



追加契約書

昭和十七年十二月一日附土地賃貸借契約書ニ左ノ通り双方合  
意ノ上追加契約ス

從來賃地六坪八七ニ對スル料金一年當リ六十錢也又登置敷  
拾錢也ニ改正シエンドレス帳係右取違トス

右

昭和二十年 2 月 1 日

納 賃 町

貸主 西田 繁 松

日吉鐵業所長

借主 明 石 友 助



共同石炭株式会社日吉炭礦

土地賃借契約書

今般共同石炭株式會社日吉營業所才田坑埋炭車道敷地用トシ  
テ本尾記載ノ土地賃借ニ關シ貸主西野清ヲ甲トシ借主日吉  
營業所長明石友助ヲ乙トシ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 賃借借期間ハ昭和十七年十二月一日ヨリ才田坑埋炭  
ニ必要ナル期間迄トス 但シ乙ニ於テ不用トナリタル場  
合ハ何時解約スルモ甲ニ於テハ何等異議ナキハ勿論相  
害賠償等出ザルモノトス

第二條 賃借料ハ本尾記載ノ通りトシ毎年十二月壹ケ年分ヲ  
前納支拂フモノトス 但シ契約解除ノ時壹ケ年未滿ノ場  
合ト雖モ壹ケ年分トス

第三條 期間満了又ハ解約ニ依リ土地返還ノ場合ハ原形ニ復

舊スルモノトス

共同石炭株式會社日吉炭坑

第四條 西ハ本尾記載ノ土地ニ對シ一切故障ナキヲ保證スル  
ハ勿論若シ第三者ニ所有權ヲ移轉シタル場合ハ其ノ第三  
者ニ本契約ノ條項ヲ繼承履行セシメ乙ニ何等ノ迷惑ヲ與  
ラシメザルモノトス

右ハ毫モ双方異議ナキヲ以テ本契約書二進テ作成シ署名捺印  
ノ上各其一進ヲ保有シ後日ノ證トナスモノ也

昭和十七年十二月一日

高麗郡稻築町

貸主甲 西 野 清

高麗郡大隈町大字牛腰

共同石炭株式會社日吉營業所

10)



現花  
北尾隆昭名傳

土地表示

借主乙 所長 明 石 友 助



喜穂郡稲巻町大字油生字二塚寄寄六番地

田 寄 反 參 畝 五 步

喜穂郡稲巻町大字油生字二塚寄寄五番地

田 寄 反 四 畝 六 步

壹坪當り寄附貳拾錢 此質貸料壹ヶ年金壹百壹圓貳拾錢也

穰地 拾五坪寄合

壹坪當り六拾錢 此質貸料壹ヶ年金九圓〇六錢也

合計 金壹百拾圓貳拾六錢也

ノ内質貸坪數 八拾四坪參畝

24.33  
北尾

共同石炭株式會社日吉炭礦





|     |                   |
|-----|-------------------|
| 地地小 | 26.3 x 26.0 x 1.0 |
| 地地中 | 26.3 x 26.0 x 1.0 |
| 地地大 | 26.3 x 26.0 x 1.0 |

地地小 一五二坪  
地地中 一五二坪  
地地大 一五二坪

測量線路與依圖(對野邊)  
繪入主頁卷二

(11) 西野文

(7)



追加契約書

昭和二十年十月

昭和十七年十二月一日附土地賃貸借契約書ニ左ノ通り双方合  
意ノ上追加契約ス

従来種地十五坪九ニ對スル料金一坪當リ六十錢也ヲ壹圓貳  
拾錢也ニ改正シエンドレス軌條布設置トス

右

昭和二十年十月五日

船 岡 町

貸主 西 野

日吉園樂所長

借主 明 石 友 助



共同石炭株式會社日吉炭坑



土地賃貸借契約書

明治

今般共同石炭株式會社日吉鐵礦所才田坑運炭車道敷地用トシ  
テ末尾記載ノ土地賃賃借ニ關シ貸主両田文次郎ヲ甲トシ借主  
日吉鐵礦所長明石友助ヲ乙トシ契約ヲ締結スルコト左ノ如シ  
第一條 賃賃借期間ハ昭和十七年十二月一日ヨリ才田坑運炭  
ニ必要ナル期間迄トス 但シ乙ニ於テ不用トナラサル場  
合ハ何時解約スルトモ甲ニ於テハ何等異議ナキハ勿論推  
察賠償等申出ザルモノトス

第二條 賃賃料ハ末尾記載ノ通りトシ毎年十二月壹ケ年分ヲ  
前納支拂フモノトス 但シ契約解除ノ時壹ケ年未満ノ場  
合ト雖モ壹ケ年分トス

第三條 期間満了又ハ解約ニ依リ土地返還ノ場合ハ原形ニ復

舊スルモノトス

第四條 乙ハ末尾記載ノ土地ニ對シ一切故障ナキヲ保證スル

ハ勿論若シ第三條ニ所有權ヲ移轉シタル場合ハ其ノ第三  
者ニ本契約ノ條項ヲ繼承履行セシメ乙ニ何等ノ迷惑ヲ蒙  
ラシメザルモノトス

右ハ毫モ双方異議ナキヲ以テ本契約書二通ヲ作成シ署名捺印  
ノ上各其一通ヲ保有シ後日ノ證トナスモノ也

昭和十七年十二月一日

蓋印部稱築町

共般

貸主甲

西田文次郎

蓋印部大隈町大字牛原

共同石炭株式會社日吉鐵礦所

(12)



127.91  
現 大柿 三郎

53.32  
現 荒巻 善作次

借主 乙 所長 明 石 友 助

土地 表示

高橋郡船橋町大字津生字二段壹壹貳壹壹地

田 壹反七畝貳拾參歩ノ内貸貸坪數 五拾參坪參貳 共 53.32

壹坪當り壹圓貳拾錢 此貸貸料壹ヶ年金 六拾參圓九拾八錢也

高橋郡船橋町大字津生字二段壹壹壹九壹地

田 壹反 參 畝 拾 六 歩  
ノ内貸貸坪數 百拾八坪四 118.4

高橋郡船橋町大字津生字二段壹壹壹八ノ壹壹地

田 壹反 五 畝 貳 拾 六 歩  
此貸貸料壹ヶ年金 壹百四拾貳圓八錢也 95

獨地 九坪五壹

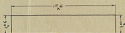
共同石炭株式會社日言炭礦

壹坪當り六拾錢 此貸貸料壹ヶ年金 五圓七拾壹錢也

合計 金貳百拾壹圓七拾七錢也



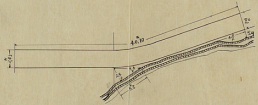
漢書後漢書卷之四  
前漢書卷之四


$$\frac{116.9 - 109}{1} \times 17.6 = 5.83\%$$

總興路橋面積 53.32 坪



海安縣海堤工程圖 (海堤工程圖)  
海安縣海堤工程圖



| 種類   | 名稱   | 小計   | 合計     |
|------|------|------|--------|
| 海堤工程 | 2.00 | 2.00 | 6.87   |
| 海堤工程 | 2.00 | 2.00 | 2.44   |
| 海堤工程 | 2.00 | 2.00 | 2.51   |
| 海堤工程 | 4.00 | 4.00 | 118.40 |

海堤工程  
海堤工程  
海堤工程  
海堤工程



土地賃貸借契約書

今般共同石炭株式會社日吉鐵業所才田坑運炭車道敷地用トシ  
テ末尾配載ノ土地賃貸借ニ關シ貸主野見山益太郎ヲ甲トシ借  
主日吉鐵業所長明石友助ヲ乙トシ契約ヲ締結スルコト左ノ如  
シ



13

(13)

第一條 賃貸借期間ハ昭和十七年十二月一日ヨリ才田坑運炭  
ニ必要ナル期間迄トス 但シ乙ニ於テ不用トナリタル場  
合ハ何時解約スルトモ甲ニ於テハ何等異議ナキハ勿論相  
異賠償等申出ザルモノトス

第二條 賃貸料ハ末尾配載ノ進リトシ毎年十二月壹ケ年分ヲ  
前納支拂フモノトス 但シ契約解除ノ時壹ケ年未滿ノ期  
合ト雖モ壹ケ年分トス

共同石炭株式會社日吉炭坑

第三條 期間満了又ハ解約ニ依リ土地返還ノ場合ハ原形ニ復  
舊スルモノトス

第四條 乙ハ末尾配載ノ土地ニ對シ一切放障ナキヲ保證スル  
ハ勿論若シ第三者ニ所有權ヲ移轉シタル場合ハ其ノ第三  
者ニ本契約ノ繼續ヲ繼承履行セシメ乙ニ何等ノ迷惑ヲ與  
ラシメザルモノトス

右ハ條々双方異議ナキヲ以テ本契約書二通ヲ作成シ署名捺印  
ノ上各其一通ヲ保有シ後日ノ證トナスモノ也

昭和十七年十二月一日

嘉穂郡桐箱町

貸主甲 野見山益太郎

嘉穂郡大隈町大字半原

共同石炭株式會社日吉鑛務所

借主 乙 所長 明 石 友 助

土地 表 示

嘉穗郡船町大字雄生字二塚 壹畝貳貳ノ壹番地

田 九畝壹步ノ內賃貸坪數 貳拾八坪九步壹

壹坪當り壹圓貳拾錢 此賃貸料壹ヶ年金參拾四圓六拾九錢也

嘉穗郡船町大字雄生字二塚 壹畝四貳番地

田 壹反五畝拾八步ノ內賃貸坪數 貳拾八坪九七

壹坪當り壹圓貳拾錢 此賃貸料壹ヶ年金參拾四圓七拾六錢也

合計 金六拾九圓四拾五錢也

共同石炭株式會社日吉炭礦

通慶鐵路開張圖

宣統三年  
五月廿一日  
宣統三年五月廿一日



宣統三年五月廿一日

宣統三年五月廿一日





127286-127287

127286-127287

寶島鐵路開通圖  
野島太郎  
編  
主  
目  
各  
二



才田坑工ドス道借用圖

月貳拾年七拾初昭



(13)

追加契約書

新小石

昭和十七年十二月一日附土地賃貸新契約書ニ左ノ通り双方合  
意ノ上追加契約ス

従来、用地九坪五一ニ附スル料金一坪當リ六十錢也。テ壹圓貳  
拾錢ニ改正シ、續業用地ニ使用ス

右

昭和二十年 五月 九 日

高須新治藏町

貸主 西田文次郎

日吉園業所長

借主 明石友助

昭和二十年五月九日



14



借地契約書

土地表示

錦華町大字方田字下三一九七番地一

一田 九畝拾歩

前標土地所有若大山貞吉 大町市郎 大木千  
(以下甲ト稱ス) 借地者 日吉義業所 (以下乙ト稱ス)  
ノ内ニ元記條件ニ依リ借地契約ヲ締結ス

記

一、乙ガ義業用地トシテ借地ニ從テ埋立テ其他現  
存更ニコトヲ受テ承取ス

一、借地期間ハ乙ガ承取スル 期間内ニ返還ニ降ス

現狀ノマメトス

一、同地ハ従来被害不先田補償地ニシテ該補

穀ヲ以テ借地料トス

一、同地補償額ハ米四俵 (千石) ト定メ其ノ年ノ補  
米價ヲ以テ計算スルニシテ全額借地料トス

右契約書ニ通リ作製シ 其後日冬 (通) 宛リハ  
乙共件存ス

昭和二年十二月

大町市郎 大木千

大町市郎 大木千

大町市郎 大木千

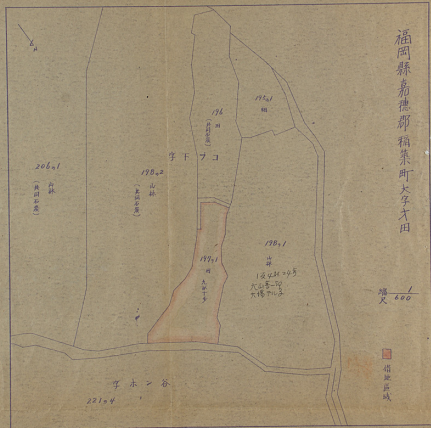
大町市郎 大木千

大町市郎 大木千

附記 廿年度分ハ不先田トシテ補償四俵 (千石) ト定ム  
内計金貳千四百圓於貳圓ノ補償金額ト定ム



福岡縣嘉穂郡稲葉町大字才田



昭和四十二年六月廿一日  
打田清儀支所 一百名 返却了  
昭和四十二年七月  
高田親孝と其妻與約に於 刺傷地製約と  
了了



契約書

野見山正一ヲ甲トシ日吉鑛業所ヲ乙ト定メ兩者間ニ甲  
所有ノ土地ヲ凡記條項ニ依リ貸借スルノ契約ヲ締結  
ス本書或通テ作製ス各白壹通宛所持スルモノトス

記

「場」 所 嘉穂郡稲葉町大字漆生ニ塚（別圖ノ通り）

「坪」 數 貳百零六坪五

「使用期間」 日吉鑛業所方田鑛經營中（事業終了ト同  
時ニ現形ノ返地事）

「使用目的」 鑛業用

「使用料金」 壹坪ニ付 壹ヶ年壹圓拾錢宛

但情勢ノ変動ニ伴ヒ乙方借地ニ他ノ借地料  
ヲ植上ケスル場合ハ本借地料モ同額植上ケスル

モノトス

「料金支払期」 毎年十一月二十日限、翌年分前納ニト

「第一条」 乙ハ該地所ヲ借受ケ鑛業用トシテ右條項ニテ  
自由ニ使用スルモノトス

「第二条」 乙ガ事業經營中ハ甲ハ該地所ヲ乙ノ承諾ヲ  
受テ自由ニ渡渡シ又ハ轉貸スルコトヲ得サルモノトス  
「第三条」 乙ハ該地所ヲ轉貸スルコトヲ得ズ

右契約ス

昭和廿叁年八月廿七日

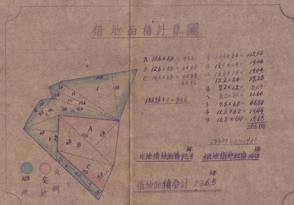
嘉穂郡稲葉町大字漆生 三三

甲 野見山 正一

嘉穂郡稲葉町大字漆生 日吉鑛業所

乙 早枕 見 數一

稻築積込場附近(質屋跡)借地願添附圖 縮尺六百分之一



## 土地賃貸借契約書

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所（以下甲と称す）と渡辺鉱業株式会社 楠  
桑炭鉱（以下乙と称す）とは和泉郡大寺産生 野見山正一（以下丙と称す）との間で下記  
の通り土地賃貸借の契約を締結する。

### 記

第1条 丙は其の所有にかゝる下記の土地を甲及乙の鉱業用地として甲及乙に賃貸  
するものとする。

（賃貸物件の表示） 嘉穂郡和泉町大字湊生字二塚 14901 及 14500/1 角地の中  
借地面積（別図の通り） 70坪

第2条 丙は土地の租税その他の公課を負担する。

第3条 1 借地料は1坪当り生産米価14分とし、甲及乙が折半して負担する。

2 借地料は前額を原則とする。

第4条 本件契約の期間は甲及乙の必要期間とする。

第5条 甲及乙が本件土地を転貸せんとする場合は丙の承諾を受けねばならない。

尚丙は丙がこの土地を甲及乙の承諾なくして第三者に譲渡するには至らない。

第6条 本件契約を解除に場合は解約当時の現状のまゝ土地を返還するものとする。  
但し野水補等は埋立をなす等危険防止の措置を講ずるものとする。

以上確約の証として本書3通を作成し、各々1通を保有する。

昭和41年 12月 26日

甲 嘉穂郡和泉町 和  
共同石炭鉱業(株) 日吉鉱業所 所長(代) 山崎久彦

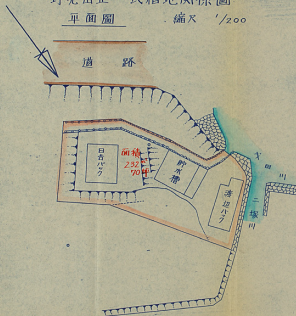
乙 嘉穂郡和泉町 産生  
渡辺鉱業(株) 楠桑炭鉱 領長 宮本義雄

丙 嘉穂郡和泉町 湊生  
地 主 野見山正一

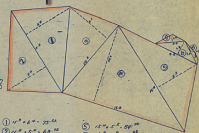
野見山正一氏借地関係圖

平面圖

縮尺 1/200



水積圖 1/500



- ①  $40 \times 60 = 2400$
- ②  $10 \times 50 = 500$
- ③  $10 \times 60 = 600$
- ④  $10 \times 100 = 1000$

- ⑤  $10 \times 50 = 500$
- ⑥  $10 \times 10 = 100$
- ⑦  $30 \times 10 = 300$
- ⑧  $10 \times 10 = 100$

$$\begin{aligned} & 4627.2 - 232.4 \\ & \quad \quad \quad + 232.4 \\ & 232.4 \times 0.5025 = 116.88 \\ & \quad \quad \quad + 70.12 \end{aligned}$$

通称  
内証の証書  
角野の証書

角野









稻葉町八子二塚千百貳、壹番地  
 稻葉町八子漆生區所有地增用土地圖



$$\begin{aligned}
 500 \times 2.00 &= 1000 \\
 250 \times 2.00 &= 500 \\
 250 \times 0.99 &= 247.5 \\
 \hline
 &= 1747.5
 \end{aligned}$$



No. (16)

八字

土地賃貸契約書

野見山市初外三居

今般指地主日吉礦業所ヲ甲ト稱シ賃地主

ヲ乙トナシ米地配載ノ土地賃賃金ニ付十次ノ條項ニ基キ契約書ニ連作

聯シ甲乙各々一連宛ヲ所持シ役目ノ證トナス。

記

第一條 土地賃用期間ハ日吉礦業所、才田其經營期間トス。

第二條 土地賃賃賃金ハ一千五百圓指九面二拾錢也。

第三條 賃金ニシテ一時期雨納トシナ打切ルモノトス。

第四條 本契約ニシテ他ノ何事異議ノ申立ナキコトヲ乙者ハ保證

スルモノトス。

土地ノ表

日吉礦業所

滋根郡恒葉町大字津三 字二 上金

千白貳ノ壹 千白七金

千白七ノ壹 壹陸五反九畝貳拾壹步ノ内貳拾貳步

昭和廿二年二月廿五日

滋根郡恒葉町大字才田

甲 省 日 吉 礦 業 所

滋根郡恒葉町大字

乙 者 野見山市初

外三名





正打正

(17)

名主  
金主  
金主

今般情地主日吉鐵業所ヲ甲ト稱シ貸地主 野見山 茲次郎  
ヲ乙トナシ本尾記載ノ土地賃賃情ニ付キ次ノ諸項ニ基キ契約書ニ適  
作樂シ甲乙各々一通宛テ所持シ後日ノ證トナス。

記

第一條 土地借用期間ハ日吉鐵業所、才田鉄倉敷間中トス。

第二條 土地賃賃賃料金 老老老 歳取

第三條 前條ノ賃賃料金ハ第一條期間ノ中ニ一トワラヌ間中ノ  
料金ニシテ一時拂前納トシテ打切ルモノトス。

第四條 本契約ニ付テ後日何事異議ノ申立ナキコトヲ乙者ハ保證ス  
ルモノトス。

上 越 ノ 表 示

日吉鐵業所

最總事務長 大寺 彦三郎  
主 手 金主

取付 反 九畝貳ノ内 六坪八

田 〇 反 九畝貳ノ内 六坪八

昭和廿二年二月廿五日

日吉鐵業所 大寺才田

甲 吉 日 吉 鐵 業 所

野見山 茲次郎

乙 野見山 茲次郎



稻葉山  
 大寺二塚今日貳貳ノ壹番地  
 野見山益文郎所有地借用土地圖



$$\begin{aligned}
 2126179 &= 12.52 \\
 2126179 &= 0.76 \\
 \frac{12.52}{0.76} &= 16.47
 \end{aligned}$$





日吉

土地買賣借貸契約書

今就借主日吉鎮業所ヲ甲ト借主大山 近 吉

ヲ乙トナシ米尾配額ノ土地買賣借付キ次ノ條如ニ基キ契約書二項

作參シ甲乙 各々一項宛ヲ所持シ後日ノ違トナス。

記

手付金

第一條 土地借用期間ハ日吉鎮業所、才田坂 常期間中トス。

第二條 土地買賣借付金 四拾九 五拾 圓 銀

第三條 前條ノ買借料金ハ第一條期間ノ長 短ニ依リテ差額期間中ノ

料金ニシテ一時期間過シテ引切ルモノトス。

第四條 本契約ニ付キ後日ヨリ何處民議ノ相立ナキコトヲ乙省ハ承認ス

ルモノトス。

土 地 ノ 契 約

日吉鎮業所

借主 日吉鎮業所 大字 深田 千吉 町 新田

借主 〇 反 田 町 歩 八 六 參 平 參

昭和二年二月五日

借主 日吉鎮業所 大字 才田

甲 省 日 吉 鎮 業 所

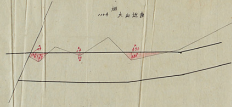
乙 省 大 山 近 吉

大 山 近 吉 大 山 近 吉

(18)



稻果町 多二塚 千百四番地  
大山近古所有地借用土地圖



$$\begin{aligned}
 42 \times 44 &= 1848 \\
 42 \times 45 &= 1890 \\
 44 \times 45 &= 1980 \\
 47 \times 48 &= 2256 \\
 \hline
 &= 8974
 \end{aligned}$$



(19)

才



土地買付契約書

西田 文次郎

今般借地主日吉鎮業所ヲ甲ト稱シ賣地主 西田 文次郎  
ヲ乙トナシ本居 配賦ノ土地買付價ニ目付次ノ註記無 基キ契約書二載  
作業シ甲乙 各々一畝宛ヲ所持シ後日ノ証トナス。

記

附

第一條 土地借用期限ハ日吉鎮業所、才出 地買付契約書中トス。

第二條 土地買付價額 百拾四圓 〇 銭也

第三條 敷地ノ買付料金ハ第一條同ノ長短ニ依リラズ借地 貼付中ノ  
料金コレヲ一時預金額トシテ打切ルモノトス。

第四條 本契約書ヲ手紙ヨリ何時其議ノ中化ナキコトヲ乙 省ハ承認ス  
ルモノトス。

土 題 ノ 款 示

日吉鎮業所

山形県田代町大字陸奥千八百八番地

山形 武蔵 大 九 五

昭和二年二月五日

山形県田代町田代町大字才出

甲 省 田 代 町

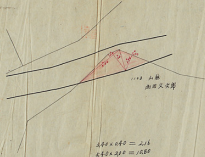
山形県田代町田代町大字

乙 省 西 田 文 次 郎

田代町  
西田文次郎  
才出



稲葉町、字三塚、千八百八番地  
西田文次郎、所有地、借用土地圖



$$\begin{aligned} 444 \times 0.42 &= 1.86 \\ 444 \times 0.42 &= 1.86 \\ 444 \times 0.42 &= 1.86 \\ \frac{1.86}{2} &= 0.93 \end{aligned}$$





上地買賣簡契初略  
 一 被買地正日吉田樂所ヲ甲ト稱シ其地正 西田 文次郎  
 乙トナシ水地部樂ノ上地買賣簡ニ付キ水ノ部樂ニ基キ契約書二通申  
 事シ甲乙各々一通返ラ所持シ故日ノ證トナス。

記

二十打

第一條 上地買用期向ハ日吉田樂所、才出地ノ被買地同トス。  
 第二條 上地買 貸借料金 貳拾五圓 納也  
 地シ平 當 拾五圓 納也

第三條 被買ノ買地新樂ハ第一區期向ノ長切ニ付ワラス其地期向申  
 ノ料銀ニシテ一時拂納期トシケ打切ルモノトス。  
 第四條 本契約ニツキ思ヒリ例等其地ノ申立ナキコトヲ乙モハ其地  
 スルモノトス。

上 地 ノ 証 示

一 日 吉 田 樂 所

被買地正日吉田樂所 大字 區 三 丁 三 番 合 地

申 事 四 畝 貳 拾 貳 步 ノ 六 拾 七 坪 五

申 事 乙 丙 ノ 内 申 事

昭和二年二月五日

被買地正日吉田樂所 大字 才 出

申 事 日 吉 田 樂 所

被買地正日吉田樂所 大字

乙 省 西 田 文 次 郎 謹 啟

御子孫  
 永代持渡



稻葉町享三塚十日参番地  
西田文次郎所有地借用土地圖



$$\begin{aligned}
 270 \times 100 &= 27000 \\
 420 \times 100 &= 42000 \\
 610 \times 100 &= 61000 \\
 870 \times 100 &= 87000 \\
 \hline
 217000 &= 217000
 \end{aligned}$$

(21)



土地使用に関する意見書

共同石炭鉱業株式会社 日吉鉱業所主甲とし嘉穂郡  
稲葉町大字平字江大山安三を乙とし、乙の所有地に關  
する貸貸借につき左記の通り覺書と締結する

記

第一条 契約地は嘉穂郡稲葉町大字平一八五番地(山林)  
地内二八二一坪とする(別紙添附圖の通り)

第二条 甲は契約地を昭和三年十月一日より甲の必要期間使用出来る

第三条 貸賃料は毎年間金(圓)拾五(五圓)とし毎年九月末日

迄に前払とする

第四条 契約地返還の場合返還當時の現状のまゝ乙は返還する

昭和三年十月一日

甲 共同石炭鉱業株式会社 日吉鉱業所

乙 嘉穂郡稲葉町大字平字江一八五番地

大山安三

保証人 嘉穂郡稲葉町大字平

大山佐喜松

曾我荒太郎

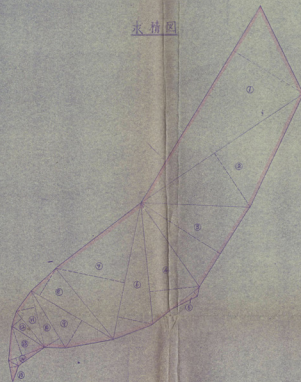
大山好夫



# 稻築町大字平字山道185番地 土地借用区域圖 縮尺參百分壹



水精圖



面積計算

|   |      |   |     |   |        |
|---|------|---|-----|---|--------|
| ① | 18.9 | × | 7.1 | = | 134.29 |
| ② | 14.9 | × | 2.5 | = | 37.25  |
| ③ | 8.0  | × | 8.7 | = | 69.60  |
| ④ | 14.6 | × | 4.4 | = | 64.24  |
| ⑤ | 3.8  | × | 0.5 | = | 1.90   |
| ⑥ | 1.0  | × | 2.6 | = | 2.60   |
| ⑦ | 1.24 | × | 6.0 | = | 7.44   |
| ⑧ | 0.5  | × | 2.7 | = | 1.35   |
| ⑨ | 2.2  | × | 2.7 | = | 5.94   |
| ⑩ | 2.7  | × | 1.5 | = | 4.05   |
| ⑪ | 2.8  | × | 1.9 | = | 5.32   |
| ⑫ | 1.7  | × | 1.1 | = | 1.87   |
| ⑬ | 2.8  | × | 2.6 | = | 7.28   |
| ⑭ | 3.3  | × | 0.5 | = | 1.65   |
| ⑮ | 1.0  | × | 0.5 | = | 0.50   |

214.25 + 2 = 216.25

216.25 - 202.1 = 14.15

凡  
例  
借用区域





土地賃借契約書

大木松平を甲とし、日吉飯薬所を乙として左の如く土地賃借契約を締結する。

第一條 甲は其の所有にかかる左記の土地を乙が飯薬用地として、使用する目的を以て乙に賃借することを約し乙はこれを賃貸し借り賃を支払うことを約した。

左記

福岡県嘉穂郡延岡大字才田字山道拾遺番地ノ若

下山 坪 七反四畝七歩（台帳面積）（所有者台帳名大木松平郎）

右の内借地面積 四二四坪

第二條 甲は土地の租税その他の公課を負担する。

第三條 乙は借り賃一ヶ年一坪当り金拾四圓六拾銭を毎年十二月廿一日迄に甲の事務所にて支払わねばならない。

但し契約当初の昭和廿七年、昭和廿八年の二ヶ年分は昭和廿八年八月に支払し其の後は翌年分を前年の十二月廿一日迄に支払うものとする。

(22)

尚著しい社会経済状態の変動により賃借借の料金を変更する場合は甲乙双方の協議によらなければならない。

右協議成立せざる場合は前年支払額の料金を支払うものとする

第四條 この賃借借契約の存続期間は契約締結の日より乙の飯薬年間とする。

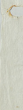
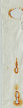
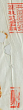
但し飯薬年間中と雖も乙に於て不必要となりたる場合はこの限りならず。

第五條 乙の賃に由らないこの土地及其の隣接地に設ける被害に關しては乙は其の補償の責任を負はない。

第六條 乙がこの土地を転賃せんとする場合は甲の承諾を受けねばならない。

尚甲に於てもこの土地を乙の承諾なくして第三者へ譲渡若くは転賃をしてはならない。

第七條 この賃借借契約を解除した場合又は乙に於て不必要となりたる際は何れもその事実發生當時の現状のまま土地を返還するものとする。





右契約を証するためこの証書二通を作製し当事者各々その一通を  
保存する。

昭和二十八年八月

以  
上

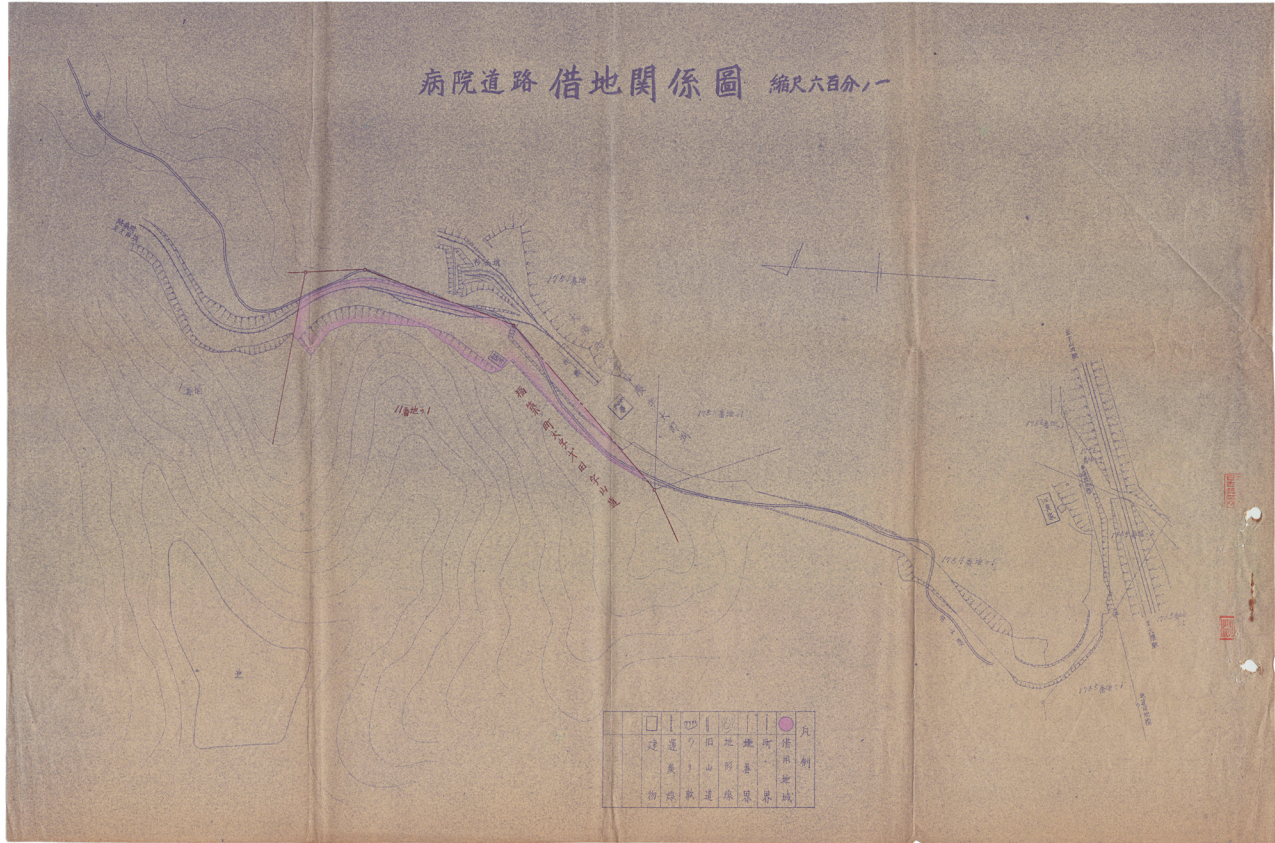
甲 嘉穂郡相楽町大字才田 大 本 公 平

乙 嘉穂郡相楽町大字才田 共 同 石 炭 産 業 株 式 会 社

日 吉 欽 業 所



# 病院道路 借地関係圖 縮尺六百分の一





土地質貸借契約書

共同石炭鉱業株式会社所有土地に關し日南鉱業所を甲とし賃借人上田吉彦を乙として左の通り質貸借契約を締結する

記

第一條 本契約に關する土地は左の通り五四一坪とする

高橋郡藤町大字才田字下フコ一八六番地

田 一反二畝九歩 金庫(三六九坪)

高橋郡藤町大字才田字下フコ一九八番地ノ二

山林 六反四畝二六歩の内 一七二坪

第二條 甲は前条土地を乙の用地として質貸する

第三條 契約期間は昭和三十三年十一月一日より昭和三十六年十月三十一日迄の三

ヶ年間とする

第四條 借地料金六千円(一延分)を乙は毎年一月に甲の事務所に前納しなければならない

契約地に対する租税公課は甲の負担とする

(23)

第五條 甲は契約地に關し事實上必要が生じた場合は契約期間中と雖ども契約を解

約することが出来る

第六條 前項の場合前納借地料は月額計算で返戻する

第七條 乙が本契約に違反したる場合は直ちに契約を解除する

第八條 土地返還の場合は契約地内にある施設物件について甲より乙に撤去を申出

たものは乙に於いて除去しなければならない

第九條 乙が契約地を使用し甲が第三者より受けた被害については乙が直接関係者

に交渉しその解決について甲に對し責任を負はねばならない

第十條 又乙の施設により第三者に与へた被害についても乙は甲に對して責任を負

はねばならない

第十一條 乙が契約地を第三者に転貸又は権利の對象として利用してはならない

第十二條 契約解除に當り乙は甲に對し如何なる費用弁償も要求してはならない

第十三條 契約期間中に乙が契約地を不用としたる場合は直ちに甲に返還する事が出

来る

但し期間満了後尚乙が必要の場合は本契約を更新する事がある

1970. 10. 10

右契約の証として本書二通を作成し甲乙各一通を保有する。

昭和三十三年十一月一日

甲

福岡県高橋郡新井大字才田

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱山所

所長 宇佐見 敏

福岡県高橋郡新井大字才田

乙

上 田 吉





附 属 協 約 書

本件土地賃貸借契約に基き甲の施設上の計画及実施について乙は他に譲渡し且つ甲の不利となるべき行動並びに要求は一切とらない事を協約する。

昭和三十三年十一月一日

甲 福岡県嘉穂郡新町大字才田

共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

所 長 宇佐 晃

乙 福岡県嘉穂郡新町大字才田

上 田 吉





# 借地関係圖

縮尺六百分の一



## 借地明細表

| 番号    | 借地 | 地目 | 面積     | 所有者  |
|-------|----|----|--------|------|
| 194.1 | 田圃 | 田圃 | 1.0000 | 大田原村 |
| 194.2 | 田圃 | 田圃 | 1.0000 | 大田原村 |

(24)



契 約 書



三井鉱山株式会社山形鉱山所々長原新又夫（以下甲という）と共同  
石炭鉱業株式会社々長入交太蔵（以下乙という）とは土地売買に關  
して次の通り契約を締結する。

（売買の土地）

第1条 甲はその所有に係る別紙明細並に図示の土地を有償で乙に  
譲渡する。

（売買代金）

第2条 乙は本契約締結と同時に土地代金として金347,800円也  
を甲に支払うものとする。

（登記手続）

第3条 土地の所有移転登記に要する一切の手続きは甲が鉱業財  
産より土地を分離したのも乙に於て行うものとする。

（登記費用等の負担）

第4条 土地の所有移転登記に要する一切の費用及び登録税は乙  
の負担とする。

（公租公課の負担）

第5条 土地に対する公租公課の負担は、甲は本契約締結の日まで  
の分を、乙はそれ以後の分をそれぞれ負担するものとする。

（紛争の解決）

第6条 本契約の記載事項に抵触がある場合又は記載のない事項に  
ついては、甲乙互に誠意を以て協議し、その解決にあたるもの  
とする。



本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとす。

昭和36年9月30日

福岡県高橋郡松本町松生35番地  
甲 三井鉱山株式会社山崎鉱部  
所長 原 裕 又 次

乙 共同石油鉱業株式会社  
社長 入 交 太 郎

別掲物件の表示

福岡県高橋郡松本町大字才田

| 宇  | 地番    | 地 目 |     | 地 積              |                  |
|----|-------|-----|-----|------------------|------------------|
|    |       | 台 帳 | 現 況 | 反 割              | 売買坪数             |
| 内ト | 241   | 原 野 | 宅 地 | (2畝/2歩)<br>7.2止  | 29               |
| ■  | 242   | 宅 地 | ■   | 18               | 19               |
| ■  | 243   | ■   | ■   | 8.5              | 22               |
| ■  | 244   | 原 野 | ■   | (5畝/29歩)<br>179止 | (3畝/26歩)<br>116止 |
| ■  | 24501 | 宅 地 | ■   | 54止              | 54止              |
| ■  | 246   | ■   | ■   | 380              | 380              |
| ■  | 247   | ■   | ■   | 39               | 39               |
| ■  | 24801 | 原 野 | ■   | (5畝/6歩)<br>156止  | (3畝/3歩)<br>73止   |
| ■  | 249   | 宅 地 | ■   | 18               | 9                |
| ■  | 25001 | ■   | ■   | 110              | 110              |
| ■  | 25002 | 取水路 | ■   | 8                | 8                |
| ■  | 251   | 宅 地 | ■   | 45               | 43               |
| ■  | 252   | ■   | ■   | 153              | 113              |
| ■  | 25301 | ■   | ■   | 118              | 98               |
| ■  | 25302 | 取水路 | ■   | 6                | 3                |
| ■  | 25401 | 宅 地 | ■   | 92               | 89               |
| ■  | 25402 | 取水路 | ■   | 6                | 6                |
| ■  | 25501 | 宅 地 | ■   | 133              | 30               |
|    |       | 合 計 |     | 2110坪            | 1739坪            |

# 實地土地買賣

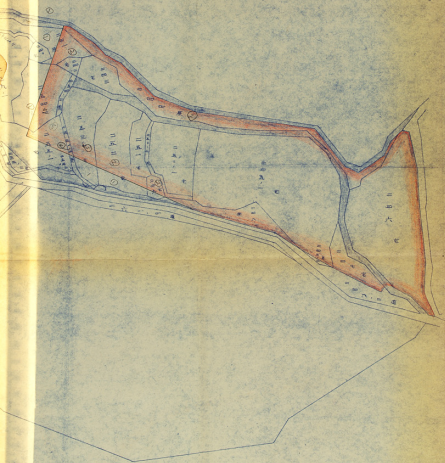
縮尺 1/60



土地実測図

縮尺  $\frac{1}{600}$

文田  
向トヒ  
ハル上



# 図測地実買売

縮尺 1/600

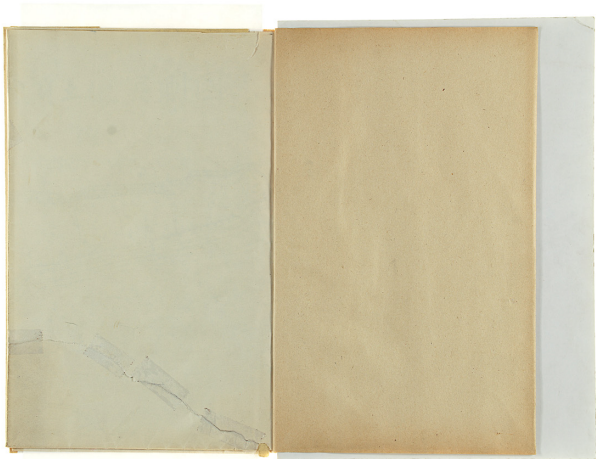


# 図測地実買売

縮尺 1/600

大田  
向卜七  
八ル上





(24)







(25)

25

第6

契 約 書

三井鉱山株式会社山野鉱務所、日鉄鉱務株式会社飯坂事務所、  
古河鉱務株式会社下山田鉱務所、住友鉱務株式会社佐賀、共同石  
炭鉱務株式会社日吉鉱務所（以下甲と申す）と所有者  
福岡県花井郡福智町大字平川春に 大山久代

並びに耕作者 福岡県花井郡福智町大字平川春に 大山佳光  
（以下甲と乙という）とは農地の打切借賃に關し、下記の通り契  
約を締結する。

記

（打切借賃金）

第1条 甲は別紙記載の農地並びに農具用田並に附し甲が石炭  
採掘によつて与えた過去、現在の損害並びに将来発生する損  
害の打切借賃金として金 1,400,000 円を乙に支払うもの  
とする。

（失収、請求等の禁止）

第2条 乙は本契約の締結後、農地並びにこれに直接附屬し又は  
関連する農具用田並に關し、現在、過去の損害について甲に対し  
異議の申立又は損害賠償等一切の請求を行なわないものと  
す。

乙将来いかなる損害が発生した場合といえども、請求と同様と  
する。

（支払方法）

第3条 第1条の金額の支払時期、方式等については、甲、乙間

で別途協議の上決定するものとする。

（権利の移転等）

第4条 乙が農地の所有権を移転し、又は賃貸借の目的とすること  
等により第三者が農地に關する権利を取得するに至つた場合と  
いへども、乙は自己の責任において、第三者に本契約に基づく  
乙の義務を履行せしめ甲に一切連絡をかけないようとしなければ  
ならない。

（登録）

第5条 乙は農地法第115条第2項に規定する登録を行なうこと  
に同意し登録に關する甲の手続に協力をもつて協力しなければならない。

（契約の解除）

第6条 本契約に記載された事項並びに記載のない事項について、  
瑕疵が生じたときは、甲乙双方該事項をもつて協議しその解決に  
當るものとする。

上記契約の証として本第7 通を作成し甲乙それぞれ1通を保有す  
る。

昭和35年 9月30日





甲 三井鉱山株式会社山田鉱業所

所長 中村文平

日鉄鉱業株式会社飯塚事務所

所長 堀 五十二

古河鉱業株式会社下山田鉱業所

所長 河島真

住友鉱業株式会社住友館

所長 井上信行

大同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

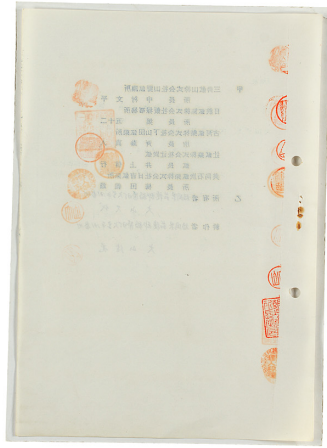
所長 梅田義雄

乙 所有者 福岡県荒尾郡荒尾町大字平岡

大山久代

耕作者 福岡県荒尾郡荒尾町大字平岡

大山佳光



## 別紙

| 所有者  | 製作者  | 字名 | 題番    | 面    | 積    | 備 考             |
|------|------|----|-------|------|------|-----------------|
| 大山久代 | 大山久代 | 下田 | 161-1 | 5紙 多 | 1000 |                 |
| "    | "    | "  | 166   | 25   | 27   |                 |
| "    | 大田佳光 | "  | 167   | 25   | 09   | 製作面積紙<br>5紙 23少 |
| "    | 大山久代 | 弘  | 105-1 | 10   | 28   |                 |
| "    | "    | "  | 112-3 | 00   | 07   |                 |
| "    | "    | 備給 | 114   | 12   | 01   |                 |



(25)

(時)

契 約 書

此井田株式会社山形支店、日鉄鉱業株式会社飯塚事務所、  
吉岡鉱業株式会社下田田舎、社飯塚株式会社佐賀、共同石  
炭株式会社日吉支店（以下単に甲という）と所有者 恒岡  
孝義、恒岡頼昌、恒岡孝平、104番地 大山貞夫

並びに耕作者

（以下単に乙という）とは土地の打切借賃に關し、下記の通り契  
約を締結する。

記

（打切借賃金）

第1条 甲は関係記載の土地並びに農務用施設に対し甲が石炭  
採掘によつて与えた損失、現在の損害並びに将来発生する損  
害の打切借賃金として金 20,000 円を乙に支払うもの  
とする。

（長期、請求等の禁止）

第2条 乙は本契約の締結後、土地並びにこれに直接附屬し又は  
関連する農務用施設の損失、現在の損害について甲に対し  
長期の申立又は損害賠償等一切の請求を行わないものとし  
る。

乙が土地に於ける損害が発生した場合といえども、前項と同様とし  
る。

（支払方法）

第3条 第1条の金額の支払時期、方式等については、甲、乙間

で別途協議の上決定するものとする。

（権利の移転等）

第4条 乙が土地の所有権を移転し、又は賃貸借の目的とすること  
等により第三者が土地に關する権利を取得するに當つた場合とい  
えども、乙は自己の責任において、第三者に本契約に基づく  
乙の義務を履行せしめ甲は一切迷惑をかけないようにしなければ  
ならない。

（登録）

第5条 乙は関係記載の11条第2項に規定する登録を行なうこと  
に同意し登録に關する甲の手続に協力をなすものとする。

（契約の解除）

第6条 本契約に記載された事項並びに記載のない事項について、  
協議が生じたときは、甲乙双方同意をもつて協議しその解決に  
當るものとする。

上記契約の証として本書 2 冊を作成し甲乙それぞれ 1 冊を保有す  
る。

昭和38年 9月10日



甲 三井炭山株式会社山田鉱務所

所長 中村文平

日鉄鉱業株式会社飯塚事務所

所長 堀 五十二

古河鉱業株式会社下山田鉱務所

所長 河 藤 嘉 人

住友礦業株式会社住田所

所長 井 上 信 行

大同石炭礦業株式会社日南鉱務所

所長 堀 田 義 雄

乙 所有地 福岡県嘉穂郡稲茅町大字

大字 嘉穂 大山 奥 美

附作書



(25)

表紙

| 所有者  | 献作者  | 字名 | 施書    | 附 校           | 備 考 |
|------|------|----|-------|---------------|-----|
| 大山貞美 | 大山貞美 | 下田 | 61-3  | 区制 少<br>1.204 |     |
| "    | "    | 弘  | 111   | 0.303         |     |
| "    | "    | 社  | 108-3 | 0.203         |     |



(26)

26

辻村信

契 約 書

三井鉱山株式会社山形鉱山、日鉄鉱業株式会社飯沼事務所、  
吉河鉱業株式会社下田田代鉱山、北沢礦業株式会社鹿角、共興石  
民鉱業株式会社日吉鉱山所（以下甲と申す）と所有者  
福岡県北九州市若狭町大字中ノ谷地 大 山 久 代

並びに耕作権 福岡県北九州市若狭町大字中ノ谷地 大 山 久 代  
（以下乙と申す）とは、土地の打切地價に關し、下記の様り契  
約を締結する。

記

（打切地價金）

第1条 甲は、前記箇條の土地並びに農薬用貯蔵庫に對し甲が石炭  
採掘に於て生じた溜池、現在の間接並びに将来發生する損  
害の打切地價金として金 十、千、百、百、円也を乙に支払うもの  
とする。

（異議、請求等の禁止）

第2条 乙は本契約の締結後、土地並びにこれに直接附屬し又は  
關連する農薬用貯蔵庫の設立、現在の損害について甲に對し  
異議の申立又は損害賠償等一切の請求を行なわないものとす  
る。

よ将来のいかなる損害が發生した場合といえども、前項と同様と  
する。

（支払方法）

第3条 第1条の金額の支払時期、方式等については、甲、乙、間

で別途箇條の上決定するものとする。

（権利の移転等）

第4条 乙が土地の所有権を移轉し、又は貸貸借の目的とすること  
等により第三者が土地に關する権利を取得するに當つた場合とい  
えども、乙は自己の責任において、第三者に本契約に基づく  
乙の義務を履行せしめ甲は一切連累をかけないようにしなければ  
ならない。

（登 録）

第5条 乙は、前記條第1条第2項に規定する登録を行なうこと  
に同意し登録に關する甲の手續に協力をもちて協力しなければならない。

（賠償の取扱）

第6条 本契約に關聯する事項並びに記載のない事項について、  
既述がなされたら、甲乙双方協力をもちて協議しその解決に  
當るものとする。

上記契約の証として本契 7 條を作成し甲乙それぞれ 1 通を保管す  
る。

昭和35年 9月 30日



甲 三井鐵道株式會社田原鐵道所

所長 牛村文平

日鐵鐵道株式會社飯沼車務所

所長 堀 五十二

古河鐵道株式會社下田田原鐵道所

所長 齊藤 真一

社鐵道株式會社北鐵道

所長 井上 信行

興石鐵道株式會社日吉鐵道所

所長 梅田 森雄

乙 所長 堀田 幸次郎 昭和十九年四月

大山久代

新井 西堀 堀田 幸次郎 昭和十九年四月

大山佳光

